

船橋市住宅用太陽光発電システム・省エネルギー設備設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、環境への負荷低減に資するエネルギーの有効利用の促進を図るため、住宅用太陽光発電システム・省エネルギー設備（以下「補助対象設備」という。）の設置に対し、予算の範囲内において、船橋市住宅用太陽光発電システム・省エネルギー設備設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、地球温暖化防止の推進に資することを目的とする。

(補助対象設備)

第2条 「補助対象設備」とは、次に掲げるもので、未使用品かつ、市内の住宅（店舗等を併用するものを含む。）に設置されたものをいう。

- (1) 太陽光発電システム
- (2) 太陽熱利用システム
- (3) 家庭用燃料電池システム（エネファーム）
- (4) 定置用リチウムイオン蓄電システム

2 補助対象設備の要件は別表第1のとおりとする。

3 太陽光発電システムを設置した場合は、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 太陽光発電システムの設置工事を開始する前日までに当該住宅の建築工事が完了していること。なお、住宅建設業者等から市内の住宅を購入した場合は、太陽光発電システムの設置工事を開始する前日までに引き渡し完了していること。
- (2) 第6条第1項に基づく申請をする日（以下「申請日」という。）までに次のいずれかの設備が当該住宅に設置されていること。

ア エネルギー管理システム（HEMS）

住宅全体の電力使用量などを自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有し、機器の制御に係る装置（コントローラ等）が一般社団法人エコーネットコンソーシアムの定める「ECHONET Lite」規格の認証を取得しているもの

イ 定置用リチウムイオン蓄電システム

別表第1に定める要件に該当するもの

4 定置用リチウムイオン蓄電システムを設置した場合は、申請日までに住宅用太陽光発電システムが当該住宅に設置されていること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たすこと。ただし、第1号に掲げる要件にあっては、市長が必要があると認める場合は、この限りではない。

- (1) 船橋市に納付すべき税を滞納していないこと。
- (2) 補助対象設備の設置について契約し、費用の負担および所有をしていること。

- (3) 申請をする年度（以下、「申請年度」という。）内に補助対象設備の設置工事を開始し、申請日までに補助対象設備の設置を完了していること。なお、住宅建設業者等から太陽光発電システムを除く補助対象設備が設置された市内の住宅を購入した場合は、申請年度の4月1日以降かつ、申請日までに住宅の引き渡し完了していること。
 - (4) 申請日までに、補助対象設備を設置した住宅に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されていること。ただし、市長が必要があると認める場合はこの限りでない。
 - (5) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が補助対象設備を設置した住宅の所有者でないまたは他に所有者がいる場合は、申請者以外の所有者全員から補助対象設備の設置に係る同意が得られていること。
 - (6) 太陽光発電システムを設置し、申請日までに、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づき電気事業者と当該設備により発電した電気に係る特定契約（以下「電力受給契約」という。）を締結していること。
- 2 前項第4号において、市長が必要があると認める者に係る規定の適用については、同号中「居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されていること」とあるのは、「居住していること」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を受けることができない。
- (1) 既にこの要綱、船橋市住宅用太陽光発電システム設置促進事業補助金交付要綱、船橋市住宅用高効率給湯器設置促進事業補助金交付要綱及び船橋市住宅用省エネルギー設備設置促進事業補助金交付要綱のいずれかに基づき同種の補助を自らまたは自らと同一の世帯を構成する者が受けている場合。ただし、市長が必要があると認めるときはこの限りでない。
 - (2) 賃貸借契約または使用貸借契約を締結した住宅に設置した場合
 - (3) 太陽光発電システムを設置し、発電する電力の権利の一部または全部を他者に譲渡する場合。ただし、電力受給契約を締結した電気事業者が余剰電力を買い取る場合は除く。
 - (4) 船橋市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員である場合

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、別表第2のとおりとする。

- 2 補助対象設備の設置に係る経費の合計額または補助対象設備の設置に係る経費の合計額から国等の補助金額を差し引いた額が前項を下回る場合は、当該額（1,000未満の端数は切り捨て）を補助金の額とする。
- 3 予算の範囲を超えた日の第6条第1項に基づく申請分については、同条第3項に基づく抽選後に前項まで定める額を下回る額が発生した場合、その額を交付するものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象設備の設置に係る経費は、別表第3のとおりとする。

- 2 第1項の補助対象経費の算出に当たっては、申請代行手数料、印紙代、長期保証費等の事務諸経費、消費税及び地方消費税は、補助対象設備の設置に係る経費に含めないものとする。
- 3 設置費に国及びその他の団体からの補助金を充当する場合にあってはさらに当該補助金の額を控除した額とする。

(交付申請)

第6条 申請者は、船橋市住宅用太陽光発電システム・省エネルギー設備設置費補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類(第3条第2項の規定の適用を受ける者の場合にあつては、第11号に掲げる書類を除く。)を添えて、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。ただし、第1号に掲げる書類にあつては、市長が必要がないと認める場合は、その添付を要しない。なお、一人が申請できるのは、第2条第1項各号につき1台を限度とする。

- (1) 第3条第1項第1号の要件を満たすことを証する書類
 - (2) 事業内容報告書(第1号様式の2)
 - (3) 補助対象設備の設置費の支払いを証する書類
 - (4) 補助対象設備の設置に係る経費の内訳が記載された書類
 - (5) 第3条第1項第3号の要件を証する書類
 - (6) 補助対象設備が未使用品であることが確認できる書類
 - (7) 太陽光発電システムを設置した場合は、次に掲げる書類
 - ア 電気事業者との電力受給契約を証する書類
 - イ 第2条第3項各号の要件を満たすことを証する書類
 - ウ 形状、規格等の仕様が確認できる書類
 - (8) 定置用リチウムイオン蓄電システムを設置した場合は、次に掲げる書類
 - ア 第2条第4項の要件を満たすことを証する書類
 - イ 形状、規格等の仕様が確認できる書類
 - (9) 設備の設置位置が確認できる図面
 - (10) 設備の設置状況を示す写真
 - (11) 住民票の写し
 - (12) 第3条第1項第5号に該当する場合は、要件を満たすことを証する書類
 - (13) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、第1項に規定する申請を日ごとの先着順に当該年度の2月末日(土・日・祝日を除く)まで受け付けるものとし、予算の範囲に達した日または超えた日をもって受付を終了することができる。
- 3 市長は、前項に規定する予算の範囲を超えた日に申請をした者にあつては、前項の規定にかかわらず、抽選により補助金の交付対象者を決定するものとする。

(交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定で掲げるすべての申請書類が提出されたときは、その内容を審査し、必要に応じて販売者または電気事業者等に確認を行い、補助金交付の可否及び額を決定し、その旨を速やかに船橋市住宅用太陽光発電システム・省エネルギー設備設置費補助金交付可否決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。ただし、すべての申請書類が提出される前に交付できないことが明らかな場合は、その時点で申請者に交付できない旨を通知することができるものとする。

(処分の制限)

第8条 申請者は、補助対象設備の設置の工事が完了した日の翌日から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過する日までの間は、当該設備を処分してはならない。ただし、船橋市住宅用太陽光発電システム・省エネルギー設備設置費補助金設備処分承認申請書（第3号様式）を市長に提出し、承認を受けた場合はこの限りではない。

2 市長は、前項による承認申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、申請された事項を承認または不承認とするときは、船橋市住宅用太陽光発電システム・省エネルギー設備設置費補助金設備処分承認（不承認）通知書（第4号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の返還等)

第9条 市長は、申請者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 市が指示する提出期限内に補助金の交付に必要な書類の提出がなかったとき。ただし、市長が特別に認める場合はこの限りではない。
- (4) 暴言、暴力その他不正な手段により補助金の交付を強要すると認められるとき。
- (5) この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、申請者に対し、船橋市住宅用太陽光発電システム・省エネルギー設備設置費補助金交付決定取消通知書（第5号様式）により、通知するものとし、既に交付した補助金の全部または一部の返還を求めることができる。

3 申請者は、前項に規定する請求を受けたときは、速やかに当該補助金を市長に返還しなければならない。

4 市長は、申請者に代わって申請等をする者（以下「手続き代行者」という。）が第1項のいずれかに該当するときまたはその他不正の手段（以下「不正手段等」という。）により申請等をした疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正手段等が認められ

た時は、当該手続き代行者の名称及び不正の内容を公表し、申請等の代行を認めないことができるものとする。

(協力の義務)

第10条 申請者は、市長から事業効果等に関する資料の提供を求められたとき及び現地確認の実施要請があった場合は、これに協力しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条) 補助対象設備の要件

補助対象設備の種類	補助対象設備の要件
太陽光発電システム	<p>太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもののうち、以下の要件を満たすものであること。</p> <p>(1) 住宅用の低圧配電線と逆潮流有りて連系するもの</p> <p>(2) 太陽電池の出力状況等により、起動及び停止等に関して全自動運転を行うもの</p> <p>(3) 太陽電池モジュールが、次のいずれかの規格等に適合しているもの</p> <p>ア 国際電気標準会議の規格または日本産業規格に適合しているもの</p> <p>イ 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているもの</p> <p>ウ 一般社団法人太陽光発電協会 JPEA 代行申請センターにおいて設備認定に係る型式登録がされているもの</p> <p>(4) 対象設備を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値またはパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか小さい方(複数のパワーコンディショナを設置する場合は、系列ごとに当該値を合計した数値)が10キロワット未満であること。なお、既存設備の出力を増加する目的で設備を設置する場合は、既存設備分を含めた増設後の設備が上記の要件を満たすこと。</p>
太陽熱利用システム	<p>集熱器により太陽の熱エネルギーを集めて給湯または空調等に利用するシステムで、動力を使用して熱媒等を循環させるもののうち、一般財団法人ベターリビングにより優良住宅部品(BL部品)として認定を受けているものであること。ただし、集熱方式が「自然循環型」に分類されるものを除く。</p>
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	<p>燃料電池ユニット並びに貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもののうち、国が平成25年度以降に実施した補助事業における補助対象機器または令和3年度以降に新型機器として、一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受けているものであること。</p>
定置用リチウムイオン蓄電システム	<p>リチウムイオン蓄電池部(リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。)並びにインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力または夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもののうち、国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。</p>

別表第2 (第4条) 補助金の額

補助対象設備の種類	補助金の額
太陽光発電システム	太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値またはパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか小さい方(複数のパワーコンディショナを設置した場合は、系列ごとに当該値を合計した数値)のキロワット数(小数点以下2桁以下を切り捨て)に2万円を乗じて得た額(上限9万円)
太陽熱利用システム	5万円
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	5万円
定置用リチウムイオン蓄電システム	10万円

別表第3 (第5条) 補助対象経費

補助対象設備の種類	補助対象経費
太陽光発電システム	太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナ(インバータ・保護装置)、その他付属機器(計測・表示装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等)の購入費、工事費(据付・配線工事等)
太陽熱利用システム	設備本体(集熱器、蓄熱槽等)、架台、その他の付属機器(集熱配管、リモコン等)の購入費、工事費(据付・配線・配管工事等)
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	設備本体(燃料電池ユニット、貯湯ユニット等)及び付属品(給湯器、リモコン等)の購入費、工事費(据付・配線・配管工事等)
定置用リチウムイオン蓄電システム	設備本体(蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等)及び付属品(計測・表示装置、キュービクル等)の購入費、工事費(据付・配線工事等)

第1号様式（第6条関係）

船橋市住宅用太陽光発電システム・省エネルギー設備設置費補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者	住所	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
	(フリガナ)	
	氏名	
	電話番号（自宅）	
	電話番号（携帯）	
	Eメールアドレス	

船橋市住宅用太陽光発電システム・省エネルギー設備設置費補助金の交付を受けたいので、同補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助対象設備の種類 及び申請内訳額	補助対象設備		補助金申請額
	申請設備にチェックのうえ、 それぞれの申請額を 記載してください。	<input type="checkbox"/> 1 太陽光発電システム	(kW) 小数第2位以下切捨て
<input type="checkbox"/> 2 太陽熱利用システム			円
<input type="checkbox"/> 3 家庭用燃料電池システム（エネファーム）			円
<input type="checkbox"/> 4 定置用リチウムイオン蓄電システム			円
申請合計額			円
補助対象設備を設置した 住宅の所在地	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ		
補助対象設備を設置した 住宅の所有関係 (該当する方にチェック)	<input type="checkbox"/> 1 申請者のみが所有している <input type="checkbox"/> 2 申請者以外に所有者がいる（詳細は承諾書のとおり）		
協力の義務に関する同意欄 (内容を確認のうえチェック)	<input type="checkbox"/> 市長から事業効果等に関する資料の提供を求められたとき及び <input type="checkbox"/> 現地確認（設備や書類内容等）の実施要請があった場合は、 これらに協力することに同意します（交付要綱第10条関係）。		

【口座情報】

振込先 金融機関名	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> 組合	<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所
口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 ・ <input type="checkbox"/> 当座 (該当する種別にチェック)	
口座番号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	
※口座番号が6桁の場合は、頭に「0（ゼロ）」を加えて7桁にしてください。		
口座名義人 (カタカナ)		

【注意事項】

- ・申請期間は、補助金の予算に達した日または申請年度の2月末日（土・日・祝日を除く）のいずれか早い日までとなります。補助金予算は市HPをご確認ください。
- ・様式及び別紙（添付書類）の用紙は、函面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格に基づくA4サイズとしてください。
- ・申請前に、添付書類が全て揃っているか必ずご確認ください。
- ・記載漏れがないようにしてください。
- ・同意欄にチェックがない場合は、書類の受理ができません。
- ・申請時に口座情報の記載も必須ですが、必ず補助金が交付されるわけではありません。予めご了承ください。
- ・申請者以外の口座名義では、交付できません。
- ・虚偽の申請があった場合は、補助金の交付を取り消します（要綱第9条）。

事業内容報告書

申請者氏名

共通 (必須)		
設備を設置した住宅 (該当するものにチェック)	<input type="checkbox"/> 既築住宅 (居住1年未満)	<input type="checkbox"/> 既築住宅 (居住1年以上)
	<input type="checkbox"/> 新築住宅 (注文)	<input type="checkbox"/> 新築住宅 (建売)

1 太陽光発電システム		
申請する設備の種別 (該当する方にチェック)	<input type="checkbox"/> 新規に設置した分の申請	<input type="checkbox"/> 増設した分の申請 →増設前の最大出力(. kW)
補助対象経費 (税抜)	円	

系列1	▽太陽電池モジュール		
	製造者名	型式	公称最大出力 × 枚数 = 最大出力合計
			W × 枚 = W
			W × 枚 = W
			W × 枚 = W
			W × 枚 = W
			合計① W
		① ÷ 1000 = ② kW	
▽パワーコンディショナ			
製造者名	型式	定格出力値 × 台数 = 定格出力合計③	
		kW × 台 = kW	
▶系列1 発電出力 (小数第2位以下切捨て) : ②と③を比べて小さい方の値 = ④ kW			

系列2	▽太陽電池モジュール		
	製造者名	型式	公称最大出力 × 枚数 = 最大出力合計
			W × 枚 = W
			W × 枚 = W
			W × 枚 = W
			合計⑤ W
			⑤ ÷ 1000 = ⑥ kW
▽パワーコンディショナ			
製造者名	型式	定格出力値 × 台数 = 定格出力合計⑦	
		kW × 台 = kW	
▶系列2 発電出力 (小数第2位以下切捨て) : ⑥と⑦を比べて小さい方の値 = ⑧ kW			

補助金額の計算	補助額: 1kWあたり20,000円(1,000円未満は切捨て、上限90,000円) 1kWあたり20,000円 × 発電出力(④+⑧kW) = 補助金額 (円) ※ 20,000円 × [] kW = [] 円 ※上限は90,000円
---------	---

当該住宅への併設設備 (いずれかにチェック)	<input type="checkbox"/> エネルギー管理システム(HEMS)	<input type="checkbox"/> 定置用リチウムイオン蓄電システム
併設設備情報	製造者名	
	セット(パッケージ)型番	
	データ計測機器(型番)	—
	データ集約機器(型番)	—
	モニター(型番)	—

申請者氏名

2 太陽熱利用システム（強制循環型）			
製造者名			
型式			
集熱面積	m ²	補助対象経費(税抜)	円

3 家庭用燃料電池システム（エネファーム）			
製造者名			
品名番号	燃料電池ユニット		
	貯湯ユニット (または熱源機)		
発電出力	kW	補助対象経費(税抜)	円

4 定置用リチウムイオン蓄電システム			
製造者名			
パッケージ型番			
蓄電容量	(SII登録値)	kWh	補助対象経費(税抜) 円
	(メーカー発表値)	kWh	

▽申請代行者の情報			
申請代行の有無 (該当する方にチェック)		<input type="checkbox"/> 代行している（下記の担当者情報も記載してください） <input type="checkbox"/> 代行していない	
担当者情報	会社名		
	所属・担当者名	(所属)	(担当者名)
			(ふりがな)
	連絡先	(会社の電話番号)	(担当者の携帯番号)
営業日・時間			
当補助金に関する 問い合わせについて (該当する方にチェック)	<input type="checkbox"/> 受け付けている <input type="checkbox"/> 受け付けていない（市からの問い合わせはすべて申請者に行います）		
	書類の持参者 (窓口を持参する場合は、 該当する方にチェック)	<input type="checkbox"/> 上記担当者 <input type="checkbox"/> 上記担当者以外 (氏名) (携帯番号)	

第2号様式（第7条関係）

船橋市住宅用太陽光発電システム・省エネルギー設備設置費補助金交付可否決定通知書

船橋市環政指令第 号
年 月 日

様

船橋市長 松 戸 徹

年 月 日付けで受理した船橋市住宅用太陽光発電システム・省エネルギー設備設置費補助金申請書に係る補助金の交付について、下記のとおり決定しましたので船橋市住宅用太陽光発電システム・省エネルギー設備設置費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 交付します。※

交付決定額	金	円
交付対象機器 及び 交付決定額内訳	1 太陽光発電システム	円
	2 太陽熱利用システム	円
	3 家庭用燃料電池システム（エネファーム）	円
	4 定置用リチウムイオン蓄電システム	円

※補助金を交付された設備は、以下の耐用年数を経過するまで処分（売却・譲渡・交換・貸与含む）できません。なお、処分が必要な場合は、事前に環境政策課までご相談ください。

耐用年数：	太陽光発電システム17年 / 太陽熱利用システム15年 エネファーム・定置用リチウムイオン蓄電システム6年
-------	--

2 交付しません。

理由

第3号様式（第8条関係）

船橋市住宅用太陽光発電システム・省エネルギー設備設置費補助金設備処分承認申請書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者 住 所

フリガナ

氏 名

電話番号

補助金の交付の決定のあった船橋市太陽光発電システム・省エネルギー設備の処分の承認について、船橋市住宅用太陽光発電システム・省エネルギー設備設置費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

指令年月日	年 月 日
指令番号	船橋市（環・環政）指令第 号
交付対象設備	
処分の方法	売却・譲渡・交換・貸与・担保・破棄・その他 ※ 該当する項目を○で囲んでください。 その他については具体的にその方法を記入してください。 ()
処分の時期	年 月 日から (年 月 日まで)
処分の理由	具体的に記述してください。
処分の条件	処分することによって収益がある場合は、その額を記載してください。

【注意事項】

- ・要綱に定める耐用年数以内に処分をすると、補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。
- ・様式用の紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

第5号様式（第9条関係）

船橋市住宅用太陽光発電システム・省エネルギー設備設置費補助金交付決定取消通知書

船橋市環政指令第 号
年 月 日

様

船橋市長 松戸 徹

年 月 日付けで、船橋市環政指令第 号をもって交付決定した船橋市住宅用太陽光発電システム・省エネルギー設備設置費補助金については、下記のとおりその全部（一部）を取消したので、船橋市住宅用太陽光発電システム・省エネルギー設備設置費補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

1 取消しの内容とその理由

2 取消した補助金の額 円